

久留米競輪場選手宿舍食堂及び売店運營業務 仕様書

1 業務名

久留米競輪場選手宿舍食堂及び売店運營業務

2 対象施設

(1) 名称

久留米競輪場選手宿舍食堂及び売店

(2) 所在地

福岡県久留米市野中町2

(3) 施設概要

ア) 面積

食堂床面積 166.4 m²

厨房床面積 約 100 m²

売店床面 6 m²

イ) 収容人員

約 108 人 (設置座席数 72 席)

3 営業日数及び参加選手数

- ・ 下記(1)、(2)は、令和2年度現在の状況であり、制度改正や日程調整等によって、開催日数や参加選手数は変動する場合がある。
- ・ 熊本市営競輪代替開催(熊本地震で倒壊し開催不能となった熊本競輪を支援するために久留米競輪場で熊本市営競輪を開催するもの)は、熊本競輪場再開次第、終了予定である。
- ・ ミッドナイト競輪は、令和3年度から開催予定である。
- ・ 開催日数及び参加選手数は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によって変動する可能性がある。

(1) 営業日数

年間78日程度(前検日及び開催日)

久留米市営競輪

■ F I 及び F II (ミッドナイト競輪含む) 等… 4日×15節=60日

■ G III = 5日×1節 計65日

熊本市営競輪代替開催

■ F I 4日×2節・G III 5日×1節 計13日

(2) 参加選手数

G III (記念競輪) 108人(前検日1日+4日開催 計5日)

F I 99人(前検日1日+3日開催 計4日)

F I ガールズ 104人(前検日1日+3日開催 計4日)

F II 80人(前検日1日+3日開催 計4日)

FⅡ ガールズ 94人（前検日1日+3日開催 計4日）
FⅡ ミッドナイト（7R制） 49人（前検日1日+3日開催 計4日）
FⅡ ミッドナイト（9R制） 63人（前検日1日+3日開催 計4日）

※ガールズ開催は、参加選手のうち14名は分宿対応のため当該業務に含ず、別途必要に応じた食事を提供する

4 業務期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

ただし、1年間を期間とした最長4回までの契約更新を可能とする。

5 業務内容

- (1) 受注者は、発注者の指示に従い、朝食、昼食及び夕食に加え、ナイター開催の場合は軽食、ミッドナイト開催の場合は夜食を調理し、選手に供する給食業務を行う。なお、公益財団法人JKA（以下「JKA」という。）職員、記者、発注者に対しても、希望があれば有償で食事を提供すること。
- (2) 発注者の指示により、単発レース等の開催に伴い、上記の「3 営業日数および参加選手数」に示す選手以外の選手やガールズ選手への食事を、発注者の経費負担で別途提供すること。
- (3) 年間4節、地場産の季節の果物を発注者の経費負担で別途提供すること。季節の果物は、昼食時と夕食時に提供するものとし、提供時期及び提供する果物等については、発注者と都度協議するものとする。
- (4) 食事内容およびその他給食に関する業務において、発注者やJKA等の指示に従うこと。
- (5) 食事の提供時間等については、別紙1「日課時限表」に定められた時間で提供すること。なお、日課時限表については制度変更や運用変更等によって変更する場合がある。
- (6) 久留米競輪場では通常日中開催及びナイター開催を実施しているが、開催状況の変更等により現在は実施していないモーニングケイリン等の開催を新たに実施する場合は、それに対応させること。
- (7) 別紙2「業務分担表」および別紙3「経費分担表」に基づき、適切に対応すること。
- (8) 受注者は、発注者の指示に従い、宿舍売店において選手に日用品、飲食物等を販売する販売業務を受注すること。ただし、受注者は受注した販売業務を第三者に代行させてはならない。
- (9) 売店の営業時間は、別紙1「日課時限表」に定められた時間で提供すること。
- (10) 選手の買い物希望物を購入し、選手に引き渡すこと。なお、代金については選手負担とする。
- (11) 選手が衣類等のクリーニングを希望するときは、受付、クリーニング業者への引渡し・引取り、選手への返還を迅速かつ適切に行うこと。なお、代金については

選手負担とするが、受注者がクリーニング引渡し・引取り等にかかる手数料を選手に請求することができる。なお、手数料の額については、実績数、費用等を勘案し発注者と受注者と協議のうえ決めるものとする。

- (12) J K A、選手宿舎従事員および委託清掃業者等の選手宿舎食堂及び売店運営業務に密接に関わる関係者と調整を適切に行い業務の遂行をすること。
- (13) 発注者又は J K A 等が競輪非開催日に実施する消防訓練等に、発注者より参加の要請があった場合は、受注者の費用において参加すること。
- (14) 受注者は、設備等の維持管理および契約の履行の確認等のための発注者及び発注者が指定した者の立入を拒んではならない。また、受注者は発注者から選手宿舎食堂及び売店運営業務に関わる帳簿、記録およびその他の情報の開示を求められた場合は、業務に関わる範囲において応じなければならない。
- (15) 天候その他やむを得ない事由により市営競輪の開催が中止または順延した場合には、それに対応すること。
- (16) 次回行われる公募型プロポーザル等により、受注者が変更になった場合は、新たな受注者への業務引継ぎを受注者の負担により誠実かつ適切に行うこと。
- (17) 利用者の新型コロナウイルス感染予防及び発生時の対策を適切に行うこと。

6 開催予定節数について

番号	レースグレード等	開催予定節数
1	GⅢ（記念競輪等）	1 節
2	F I（通常）	なし
3	F I ナイター	4 節
4	F I（ガールズあり）（通常）	なし
5	F I ナイター（ガールズあり）	3 節
6	F II（通常）	なし
7	F II ナイター	2 節
8	F II（ガールズあり）（通常）	なし
9	F II ナイター（ガールズあり）	2 節
10	F II ミッドナイト	4 節

※熊本市営競輪代替開催

1	GⅢ（記念競輪等）	1 節
2	F I（ガールズあり）（通常）	2 節

※開催予定節数はあくまで参考値であり、開催節数やレースグレードが変更される場合がある。

7 施設および厨房設備

- (1) 発注者は、別紙4「久留米競輪場選手宿舎厨房設備一覧」および別紙5「厨房内配置図」にある調理設備等の他、現にある什器等を無償にて貸与する。施設の所在地および構造については、別紙6-1「久留米競輪場選手宿舎位置図」等を参照のこと。
- (2) 受注者は、前項の物件を使用するときは、善良なる管理者の注意義務を持って取り扱い、受注者の責に帰すべき理由により毀損又は滅失したときは、受注者の負担により補償しなければならない。
- (3) 厨房設備について受注者の負担において追加措置等を行う場合は、事前に発注者と協議を行い追加措置等の許可を得ること。

8 業務分担および経費分担

(1) 業務分担

別紙2「業務分担表」に基づき、発注者および受注者が業務を分担する。

(2) 経費分担

別紙3「経費分担表」に基づき、発注者および受注者が経費を分担する。

なお、選手宿舎建物、電気設備、空調設備、給排水及び都市ガス設備、給湯ボイラー設備、消防設備等は発注者の負担とする。

9 品質・衛生の管理

- (1) 選手1人当たり、1日3食に摂取する栄養価が3,600キロカロリー以上とすること。
- (2) 毎年6月から9月までの期間は、生もの（刺身・貝類・生卵等）については提供を禁止する。
- (3) 受注者は、常に新鮮な材料を用いて調理し、また給食の品質に留意し、選手の競走に支障がないよう努めなければならない。
- (4) 受注者は、衛生法規を厳守するとともに、保健所の指示に従い、特に食中毒及び伝染病の予防に注意し、常に厨房、食堂その他の環境及び器具の清潔整頓に努めなければならない。
- (5) 受注者は、受注者の雇用する従業員に清潔な被服（衣類、髪覆等）を着用させ、調理従事者の定期的な検便・健康診断を実施しなければならない。
- (6) 受注者は、販売品の衛生管理に留意しなければならない。
- (7) 受注者は、公衆衛生上不適当な従業員を業務に従事させてはならない。

10 禁止事項等

- (1) 受注者は、自転車競技法に定める事項を厳守し、競輪場執務員に準じて行動しなければならない。
- (2) 受注者は、受注者の雇用する従業員が自転車競技法に定める事項を厳守し、競輪場執務員に準じて行動するよう指導監督しなければならない。
- (3) 受注者は、本条第1項及び第2項の具体的事項について、別紙『久留米競輪場選

手宿舎食堂及び売店運營業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）』に記載する禁止事項を厳守しなければならない。

- (4) 受注者は、従業員及び取引業者以外の者を久留米競輪場選手宿舎内に出入りさせてはならない。

1 1 その他留意事項

- (1) 業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) その他、この仕様書に明示がない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、決定することとする。

【暴力団排除に関する事項】

受注者は、当該業務の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。